

消費税廃止吹田連絡会 毎月宣伝

7月23日JR岸辺駅南口にて消費税10%増税中止の署名活動を新日本婦人の会、消費税なくす会の方9人で行動しました。夕方のお勤めや学校の帰りの方、駅の北側で建設に携わる職人の方に署名への協力を呼びかけました。今回、学生がビラの受け取りがよく、対話する機会も多くありました。今からバイトに行く学生は10%増税になればお金が苦しくなり困ると話し、さらに聞くと仕送りなしてバイトで頑張っているとのこと、まさに家計をやり繰りしている声でした。今の学生は生まれた時から消費税があつた世代ですが、その世代が負担に感じることの増税は、大勢の庶民の生活を不安にしていることを実感しました。



しかし、建設関係の職人の方々は宣伝や署名にあまり関心がない様子でした。複数税率によるインボイス制度によって、実務負担の増大や事業者間取引での免税業者の排除の危険性などもっと知らせていく必要性を感じました。

「すいみん・ビジネスインデックス」

吹田民商タウンページ(仮称)が「すいみん・ビジネスインデックス」と命名されました！

7月17日に江坂支部、7月24日に中央支部、7月26日に吹南支部で「すいみん」の掲載依頼の活動訪問をしました。



青年部が支部に依頼し支部役員と一緒に行動しました。江坂支部は村山さん、後藤さん、宮下さん。中央支部では桑島さん、後藤さん、川西さん。吹南支部では塚本さん、森川さん、本郷さん、後藤さんで会員さんへ訪問し「すいみん」の掲載依頼を行いました。会員さんをよく知る支部役員と青年部役員で「すいみん」の説明し、訪問者みんなで掲載のお願いをしました。青年部は「すいみん」の説明で・民商会員全員に配布する冊子であることや、こんな仕事を頼みたい、あんなお店を探したい時に知らない方より会員がやっている所なら安心感があることを強調しました。掲載してもらおう方は住所、屋号だけでなく、アピールポイントと「代表者の顔」「仕事の写真」「商品の写真」を頂きたい。とお願いしています。

このことで「どこ」「誰」が「何の仕事」が会員内で明確にでき、会員間の距離間も縮めることをしたい。「すいみん」の冊子で会員の繋がりに役立ててもらいたい思いを語りました。川西さんは「すいみん」の掲載用紙配るだけでなく、顔みて話ししできたので、「書いてくよ」「いま、書くわ」と返事頂けてうれしかった。後藤さんは地区の役員さんが会員さんの場所を案内し、会員さんとの繋ぎをしてもらうことで、面識ない私でも会員さんに安心してもらえる。何より青年部だけでなく支部の役員さんと繋がりが感じ活動できることが嬉しい。と話してくれました。

大阪府北部地震

吹田市の被災者支援制度のお知らせ

危険な塀の撤去・改修を補助します

地震での倒壊による人的被害を防ぐため、市内にある危険な塀の所有者に撤去・改修の工事費用を一部補助します。

▼ 期間 平成30年8月13日～平成31年3月31日

▼ 対象となる工事

以下のいずれについても当てはまる塀の撤去工事と、その後に軽量フェンスなどを設置する工事。

平成30年6月18日の大阪府北部地震以後、すでに着手した工事も対象となる場合があります。

・ 補強コンクリートブロック造や組積造等の危険な塀

・ 不特定多数が通行する道路などに面する塀

・ 道路などの路面からの高さが60cmを超える塀

※補強コンクリートブロック造とは、コンクリートブロックを積んだ壁(塀)を鉄筋で補強した構造のこと。

組積造とは、石・煉瓦等を積み上げて作る建築物、工

作物の構造のこと。

▼ 補助金額

撤去費は5分の4まで最大15万円、

設置費は半額まで最大25万円。

生垣等緑化推進助成制度も同時に利用できます。

▼ その他

補助制度の流れや申請に必要な様式など、詳細については吹田市のホームページで随時更新します。

▼ 問い合わせ先

吹田市 開発審査室 06-6384-1910

大阪府北部地震にかかる

一部損壊等住宅修繕支援制度について

大阪府北部地震において、被害を受けられた市民の方々に一日でも早く安心した生活をとりもどしていただけるよう、市独自の制度として、一部損壊以上の被害を受けた住宅に対し、修繕費の一部として支援金を支給します。

▼ 支援概要

(1) 支給対象

今回の地震によって一部損壊以上の被害を受けた住宅に対し、修繕に要した工事費の額(税込)に応じて一定の支援金を支給します(既に工事を完了している場合も対象となります)。

(2) 支給金額

工事費30万円以上50万円未満は支給額3万円。

工事費50万円以上は支給額5万円。

※所得による制限はありません。

※共同住宅の区分所有者も支給対象とします。

▼ 受付開始

平成30年(2018年)8月13日(月)から

▼ その他

申請時に必要な書類については、決まり次第ホームページ等で御案内します。

▼ 問い合わせ先

吹田市 都市計画部 住宅政策室 住宅修繕支援担当

06-6384-1927

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょう

商工新聞は経営のヒント・アドバイスこの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう